



2018年8月10日

各 位

会 社 名 アサヒ衛陶株式会社
 代表者名 取締役社長 町元孝二
 (コード：5341、東証第二部)
 問合せ先 取締役 企画管理部長 丹司恭一
 06-7777-2073

**第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権
 及び第2回新株予約権の発行に関するお知らせ**

当社は、2018年8月10日開催の取締役会において、投資事業有限責任組合インフレクションII号及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合71号（以下、個別又は総称して「割当予定先」といいます。）に対する第三者割当の方法によるアサヒ衛陶株式会社第1回新株予約権及びアサヒ衛陶株式会社第2回新株予約権（以下個別に「第1回新株予約権」、「第2回新株予約権」といい、並びに第1回新株予約権及び第2回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。）を行うことを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2018年8月27日
(2) 発行新株予約権数	3,700個 第1回新株予約権 3,330個 第2回新株予約権 370個
(3) 発行価額	総額2,696,930円（第1回新株予約権1個当たり737円、第2回新株予約権1個当たり656円）
(4) 当該発行による潜在株式数	370,000株（新株予約権1個につき100株） 第1回新株予約権 333,000株 第2回新株予約権 37,000株 第1回新株予約権については行使価額修正条項が付されており、下限行使価額は700円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、333,000株です。なお、第1回新株予約権の上限行使価額はありません。
(5) 調達資金の額	462,236,930円（注） （内訳） 新株予約権発行分 2,696,930円 第1回新株予約権発行分 2,454,210円 第2回新株予約権発行分 242,720円 新株予約権行使分 459,540,000円 第1回新株予約権行使分 413,586,000円 第2回新株予約権行使分 45,954,000円
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 第1回新株予約権 1,242円 第2回新株予約権 1,242円 第1回新株予約権については行使価額修正条項が付されており、行使価額は、割当日以降、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領

	<p>した日（以下「修正日」といいます。但し、当該通知を当社が受領した時点において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日（東京証券取引所で売買立会が行われる日（但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含まれます。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。）をいいます。）が修正日となります。）に、修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正されます。但し、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。第1回新株予約権の下限行使価額は700円であり、上限行使価額はありません。</p>								
<p>(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)</p>	<p>第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。</p> <p>第1回新株予約権</p> <table border="0"> <tr> <td>投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号</td> <td>2,803 個</td> </tr> <tr> <td>フラッグシップアセットマネジメント投資組合71号</td> <td>527 個</td> </tr> </table> <p>第2回新株予約権</p> <table border="0"> <tr> <td>投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号</td> <td>311 個</td> </tr> <tr> <td>フラッグシップアセットマネジメント投資組合71号</td> <td>59 個</td> </tr> </table>	投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号	2,803 個	フラッグシップアセットマネジメント投資組合71号	527 個	投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号	311 個	フラッグシップアセットマネジメント投資組合71号	59 個
投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号	2,803 個								
フラッグシップアセットマネジメント投資組合71号	527 個								
投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号	311 個								
フラッグシップアセットマネジメント投資組合71号	59 個								
<p>(8) 譲渡制限及び行使数量制限の内容</p>	<p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、割当予定先との間の本引受契約（下記「(9) その他」において定義します。以下同じです。）において以下の行使数量制限を定めています。</p> <p>原則として、単一暦月中に割当予定先が第1回新株予約権を行使することにより取得する株式数が、第1回新株予約権の払込日時点における上場株式数（東京証券取引所が当該払込期日時点に公表している直近の上場株式数をいい、払込期日後に行われた株式の分割、併合又は無償割当てが行われた場合に公正かつ合理的に調整された上場株式数を含みます。）の10%を超える部分に係る行使（以下「制限超過行使」といいます。）を制限します。具体的には、①割当予定先が制限超過行使を行わないこと、②割当予定先が第1回新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、第1回新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、③割当予定先が第1回新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で上記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、④割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で上記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、⑤当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、⑥当社は、割当予定先からの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含みます。）との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等の内容について、本引受契約により合意しております。</p> <p>なお、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会による承認が必</p>								

	要です。
(9) その他	<p>当社は、割当予定先との間で、本日付で、本新株予約権に係る引受契約書（以下「本引受契約」といいます。）を締結しております。本引受契約において、以下の内容が定められております。詳細は、下記「2. 募集の目的及び理由（4）本スキームの特徴 [本新株予約権のその他特徴]」及び「6. 割当予定先の選定理由等（6）ロックアップ及び優先交渉権」に記載しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の取得条項に係る制限 ・新株予約権の取得請求 ・ロックアップ・優先交渉権

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額と、すべての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。調達資金の額から発行諸費用の概算額を差し引いた差引手取概算額は453,036,930円となる予定です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の目的及び理由

当社は、古くは江戸時代中期享保年間における燻瓦の製造を起源とする衛生陶器の製造を事業のコアとして事業を開始し、その後住宅設備機器全般の製造メーカーへと事業を拡張するとともに、1967年には神戸証券取引所（現東京証券取引所）へ株式上場を行う等順調に発展を続けてまいりました。

2000年代半ばには、デフレ等の事業環境の変化により調達戦略の再構築を迫られましたが、衛生陶器及び洗面化粧台用の部材の調達方法の変更や国内外の販売網の整備等の対応策を講じたことにより、2011年11月期以降4期連続で経常利益を計上することができました。

しかしながら、近年の為替相場における円安の影響やアジア各国の物価上昇・賃金コストの上昇などの事業環境の変化により、当社の経営成績に重大な影響を及ぼす調達コストの上昇が生じており、他方で、国内の住宅業界では、政府の物価上昇政策にもかかわらず、住宅部品の販売価格に大きな変化が見られておりません。その結果、当社の収益は悪化し、2015年11月期以降3期連続で連結経常損失を計上しております。

このような状況のもと、当社は、2016年8月に、「中期経営計画」を策定し、売上の拡充、調達能力の強化や経営効率化を図り、また、同月には、組立総コストや社内輸送コストなどの削減、製品品質の向上を目指して、国内の組立工場を香川事業所に統合するとともに本社機能を大阪府堺市より大阪府大阪市中央区に移転し、営業力を強化いたしました。販売面では、国内において、大手ハウスメーカーのオリジナル製品の開発や、首都圏のホームセンタービジネスの拡大、水質浄化促進事業の推進などを積極的に行いました。また、海外販売については、ベトナム販売子会社であるVINA ASAHI Co., Ltd. がこれまでの地道な営業努力により創業7年目にして初めて売上高が1億円を超え、営業利益の黒字化を達成しました。

これらの施策により、2017年11月期の連結売上高は前期比276百万円増加の3,080百万円となりましたが、同期の連結経常利益は前期より182百万円改善したものの△67百万円となりました。

かかる状況を踏まえ、当社は、業績の黒字化に向けて、早急に経営基盤の強化及び収益構造の改善が必要な状況であります。そのような状況下、当社は2017年11月に家電量販大手の株式会社ヤマダ電機（以下「ヤマダ電機」といいます。）と業務提携を行い、同社の住宅分野でのオリジナル商品HerbRelaxブランド向けの「トイレ」や「洗面化粧台」の新商品の共同開発等に着手しておりますが、これらの新商品の開発も含め、より一層の業容拡大のためには、「高品位なトイレ開発」や「品質・機能性を高める新商品開発」、「先端技術を融合した新世代にも通用する高付加価値商品の開発」（IoT技術を融合した新世代の温水洗浄便座の開発等）が必要不可欠と考えております。また、生産性向上のために、国内の組立拠点である香川事業所への設備投資を行うことも必要と考えております。

さらに、当社は衛生陶器について海外のサプライヤーから供給を受けておりますが、海外調達先メーカーの生産・技術能力は現在当社が必要とするレベルに達しておらず、品質・納期面で安定性に欠けることから、部

材の安定調達を図るための現地工場への技術指導・生産支援や設備投資等が必要な状況であります。

他方、販売強化を進めるには、当該新開発商品の認知宣伝効果・新規顧客獲得・マーケティングリサーチを目的とした展示会への出展やキャンペーン展開など売上の伸長のための資金、また事業拡大に伴う優秀な人材の確保のための資金等の運転資金が必要な状況であります。

当社の取締役会は、上記のような当社の今後の飛躍のための資金を調達することを目的に、本新株予約権の発行を決議することといたしました。

(2) 資金調達方法の概要

本件の資金調達は、当社が第1回新株予約権及び第2回新株予約権という内容の異なる新株予約権を同時に同一の割当予定先に対して割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組み（以下「本スキーム」といいます。）となっております。第1回新株予約権の行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額に修正されます。但し、かかる計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。

第2回新株予約権の行使価額は1,242円に固定され、行使価額の修正は行われたいものとしております。

なお、本新株予約権の行使により新たに交付される予定の当社普通株式数は最大で370,000株（第1回新株予約権：333,000株、第2回新株予約権：37,000株）（議決権数3,700個）であり、2018年5月31日現在の発行済株式総数に2018年6月1日実施の当社普通株式10株を1株に併合する株式併合を反映した1,494,000株に対して24.77%の希薄化が生じ、また、2018年5月31日現在の総議決権数14,887個（当社は、2018年6月1日付で、上記株式併合と同時に単元株式数を1,000株から100株へと変更したため、2018年5月31日現在の総議決権数に調整を加えることはしていません。）に対して24.85%の希薄化が生じます。

(3) 資金調達方法の選択理由

当社は、下記「(4) 本スキームの特徴」に記載の[メリット]及び[デメリット]、[本新株予約権のその他特徴]並びに[他の資金調達方法との比較]に記載の通り検討した結果、本スキームが、既存株主の利益に配慮しつつ、上記「(1) 資金調達の目的及び理由」に記載の当社の資金調達ニーズを充たす現時点における最良の選択であると判断いたしました。

(4) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

① 最大交付株式数の限定

第1回新株予約権の目的である当社普通株式数は、333,000株で固定されており、最大交付株式数が限定されております。そのため、行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません（但し、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります。）。

また、第2回新株予約権についても、目的である当社普通株式数は37,000株で固定されているため、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません（但し、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります。）。

② 資本政策の柔軟性が確保されていること

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、下記「[本新株予約権のその他特徴]

① 取得条項」に記載の本新株予約権に付された取得条項に従い、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をし、本引受契約に従い割当予定先の事前の書面による同意を得たうえで、当社取締役会で定める取得日に、第1回新株予約権は1個当たり737円、及び第2回新株予約権は1個当たり656円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるため、資本政策の柔軟性を確保することができます。

③ 既存株主の利益への影響への配慮

本新株予約権については、本新株予約権の複数回による行使と行使の分散が期待されるため、希薄化が即時に生じる普通株式自体の発行とは異なり当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいと考えられること、及び第1回新株予約権の下限行使価額は700円（発行決議日前営業日の東京証券取引所終値の56.36%の水準）に設定されていること等の理由により、本新株予約権の発行による既存株主の利益への影響を一定程度抑えることができると考えております。

④ 短期的な必要資金及び中長期的な必要資金の調達が可能であること

第1回新株予約権については、行使価額が行使の都度修正されることから、株価状況により予定した資金を調達できない可能性があるものの、行使価額は当社普通株式の普通取引の終値の90%に修正されることから、行使価額が固定されている第2回新株予約権よりも速やかに行使が進む（※1）ことが期待されるため、確実かつ比較的短期的に必要な資金を調達することが可能であると考えております。

他方、第2回新株予約権については、行使価額を発行決議日の前営業日における当社普通株式の普通取引の終値と同額としております。当社は、下記「6. 割当予定先の選定理由等（2）割当予定先を選定した理由」に記載のとおり、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社が、第1回新株予約権全ての行使及びそれにより取得した株式の売却の完了後に当社に対して経営支援を行うことを予定しており（但し、株価の状況及び当社株式の流動性等に鑑み、必要に応じて、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社と協議のうえ、上記完了より先に経営支援を受ける可能性もあります。）、かかる経営支援等により今後一定期間の経過後に当社の企業価値及び株主価値を向上させることを想定しておりますが、その結果当社の株価が上昇し、株価が行使価額を一定程度上回った段階で初めて第2回新株予約権の行使が行われることが期待されるため、第1回新株予約権に比して、長期的な視点でかつより有利な条件（※2）での資金調達を可能とすると考えております。

以上の特徴により、本スキームにおいては、短期的な必要資金とともに中長期的な必要資金の調達も可能となると考えられます。

※1 第1回新株予約権には行使価額が当社普通株式の普通取引の終値の90%に修正される行使価額修正条項が付されている一方で、第2回新株予約権の行使価額は2018年8月9日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%相当額である1,242円に固定されているため、株価下落局面のみならず、株価上昇局面においても、当社普通株式の普通取引の終値が発行決議日より約11%（第2回新株予約権の行使価額が第1回新株予約権の修正後の行使価額より低くなるのは当社普通株式の普通取引の終値が発行決議日より約11%上昇した場合です。）以上上昇するまでは、第2回新株予約権よりも第1回新株予約権が先行して行使されることが想定されます。

2 上記※1のとおり、当社普通株式の普通取引の終値が発行決議日より約11%以上上昇するまでは、第2回新株予約権よりも第1回新株予約権が先行して行使されることが想定されるため、第2回新株予約権は、中長期的に株価が上記のとおり上昇した場合に、上昇前に行使される第1回新株予約権の行使価額よりも高い行使価額で行使されることが想定されるため、中長期的にはより有利な条件といえるものと考えられます。

[デメリット]

① 当初資金調達額が限定的

第1回新株予約権及び第2回新株予約権の特徴として、いずれも新株予約権者による権利行使があつて初めて、本新株予約権の行使個数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるため、本新株予約権の発行時点では、資金調達額が限定されます。

② 株価低迷時に資金調達が当初の想定額を大きく下回る可能性

第1回新株予約権については、本新株予約権の下限行使価額は700円に設定されているため、株価水準によっては権利行使が行われず、また、株価が長期的に当初行使価額を下回った場合には、行使価額の修正に伴い、資金調達額が当初の想定額を大きく下回る可能性があります。

また、第2回新株予約権については、株価が長期的に行使価額を下回った場合には行使自体がなされず、資金調達額が当初の想定額を大きく下回る可能性があります。

③ 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

本新株予約権については、割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式を市場の内外で売却することを前提としており、現在の当社株式の流動性に鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

④ 取得請求権の行使により資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性

本新株予約権の発行後、当社普通株式の株価が大幅に下落した場合又は東京証券取引所における当社普通株式の平均売買出来高が大幅に減少した場合等の一定の場合には、割当予定先が本引受契約に定められる予定の取得請求権（下記「[本新株予約権のその他特徴] ② 取得請求権」参照）を行使することにより、資金調達額が減少する場合があります。

[本新株予約権のその他特徴]

① 取得条項

第1回新株予約権及び第2回新株予約権のいずれについても、当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をし、本引受契約に従い割当予定先の事前の書面による同意を得たうえで、当社取締役会で定める取得日に、第1回新株予約権は1個当たり737円、及び第2回新株予約権は1個当たり656円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

② 取得請求権

本引受契約には、(i)当社が消滅会社となる合併契約の締結又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成が当社の取締役会で承認された場合、(ii)当社が発行する株式が東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当するおそれがあると合理的に認められる場合、(iii)本新株予約権の発行後、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して第1回新株予約権の下限行使価額（但し、下限行使価額が調整される場合には、当該下限行使価額の調整に応じて適宜に調整された下限行使価額とする。）を下回った場合、(iv)本新株予約権の発行後、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して第2回新株予約権の行使価額（1,242円）（但し、行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整された行使価額とする。）を下回った場合、(v)いずれかの10連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、2018年8月27日に先立つ10連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高（但し、割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて調整されるものとします。）の30%を下回った場合、(vi)割当予定先が本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、(vii)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合には、割当予定先は、それ以後いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権（但し、上記(iii)に定める事由に基づく取得については、第1回新株予約権に限り、上記(iv)に定める事由に基づく取得については、第2回新株予約権に限ります。以下、本②において同じです。）の全部又は一部の取得を請求することができる予定と定められる予定です。当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して5取引日目の日において、本新株予約権の発行価額と同額の金銭と引換えに、当該取得請求に係る本新株予約権の全部を取得します。

[他の資金調達方法との比較]

当社は、この度の資金調達に際して、金融機関からの借入れ、公募増資、ライツ・オファリング、第三者割当による新株発行、社債発行等の資金調達方法を検討いたしました。

① 金融機関からの借入れ

金融機関からの借入れについては、調達資金額が全額負債となるため、財務の健全性が低下するとともに、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。

② 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能になるものの、同時に1株当たり利益の希薄化が即時に生じるとともに、株式の需給状況も直ちに悪化するため、株価に対する直接的な影響が大きいこと、今回の資金調達額等を勘案すると公募増資を引き受ける証券会社が現実的に存在するかが不確実であり、仮にそのような証券会社が存在する場合でも引受審査に相当の時間を要するとともに引受手数料等のコストが増大するおそれもあると考えており、資金調達方法の候補からは除外しております。

③ ライツ・オファリング

新株予約権の無償割当てによる増資であるライツ・オファリングについては、既存株主における希薄化の影響を限定できるメリットはあるものの、コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、今回の資金調達額等を勘案すると公募増資を引き受ける証券会社が現実的に存在するかが不確実であり、仮にそのような証券会社が存在する場合でも引受審査に相当の時間を要するとともに引受手数料等のコストが増大することが予想されること、ノンコミットメント型ライツ・オファリングにおいては、東京証券取引所有価証券上場規程第304条第1項第3号にて、最近2年間において経常利益の額が正である事業年度がない場合にはノンコミットメント型ライツ・オファリングは実施できないとされているところ、当社はかかる基準を満たしておらず、ノンコミットメント型ライツ・オファリングを実施できない状況であるため、かかる手法は資金調達方法の候補から除外しております。

④ 第三者割当による新株発行

第三者割当による新株発行は、一度に多額の資金調達を可能としますが、公募増資と同様、同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいこと、割当先が相当数の議決権を直ちに保有し当社のガバナンスに悪影響を及ぼすおそれがあること等から、今回の資金調達方法から対象外といたしました。

⑤ 社債

社債による資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため財務の健全性が低下すること、当社の財務状況や今回の資金調達額等を勘案すると社債を引き受ける証券会社又は投資家が現実的に存在するかが不確実であり、仮にそのような証券会社が存在する場合でも引受審査等に相当の時間を要するとともに引受手数料等のコストが増大するおそれもあることから、今回の資金調達方法として適切ではないと判断いたしました。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 払込金額の総額	462,236,930円
(内訳)	
(ア) 第1回新株予約権の発行	2,454,210円
(イ) 第1回新株予約権の行使	413,586,000円
(ウ) 第2回新株予約権の発行	242,720円
(エ) 第2回新株予約権の行使	45,954,000円
② 発行諸費用の概算額	9,200,000円
③ 差引手取概算額	453,036,930円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(2,696,930円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(459,540,000円)を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、反社会的勢力との関連性に関する第三者調査機関報酬費用及び新株予約権の公正価値算定費用等の合計額であります。

4. 払込金額の総額は、すべての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 新商品開発資金	180	2018年9月～ 2020年11月
② 生産設備投資資金	50	2018年12月～ 2021年11月
③ 海外協力メーカーへの投資資金	123	2019年3月～ 2021年11月
④ 運転資金	100	2018年9月～ 2021年11月

(注) 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金を速やかに支出する計画であります。支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

① 新商品開発資金

本件の調達資金のうち180百万円を新商品開発費用に充当いたします。

具体的には、そのうち約140百万円を以下のような新商品の開発・金型投資の資金に充当する予定です。

当社の主力商品であるトイレについて、自社商品の充実、ヤマダ電機との業務提携の充実のための高品位のトイレ開発費用（機能開発・金型投資）、主力商品の温水洗浄便座とIoT技術を融合した新世代の温水洗浄便座の開発の設計開発・金型投資の資金に充当する予定です。

また、当社の主力商品は、トイレの他に、洗面化粧台・キッチン・それに付随する給水栓などがあります。これらの商品についても、より高付加価値、高収益な商品の品揃えを行い、低価格帯の商品からの脱皮を図るため、新しいデザインの洗面化粧台用衛生陶器の開発・金型投資、ミラー照明器具などの樹脂製品の開発・金型投資、キッチンを含む給水栓の新商品開発のための開発・金型投資に充当する予定です。

なお、新商品開発のための外部専門家へのコンサルタントフィーにも約40百万円充当する予定です。

② 生産設備投資資金

現在、当社の主力組立工場である香川事業所は、素材・部材の受入れと、検査・組立・保管の機能を担っておりますが、同事業所の生産性向上を目的として、本件の調達資金のうち50百万円をライン改善と敷設、商品品質の担保や倉庫機能充実のための設備投資資金に充当する予定です。

③ 海外協力メーカーへの投資資金

現在、衛生陶器については、中国を中心に3か国の海外サプライヤーから供給を受けておりますが、品質・納期のより安定したサプライチェーンを構築するため、本件の調達資金のうち123百万円を、衛生陶器部材のOEM委託生産先への技術指導・生産支援、生産ラインの確保・省力化、生産性の向上などの専用生産設備への投資、海外給水栓メーカーへの出資などの資金に充当する予定です。

④ 運転資金

本件の調達資金のうち100百万円を運転資金に充当する予定です。具体的には新開発商品の認知宣伝効果・新規顧客獲得・マーケティングリサーチを目的とした展示会への出展やキャンペーン展開などの販売促進費（約70百万円）、また事業拡大に伴う人材確保のための人材採用関連費及び人件費（約30百万円）などに充当する予定です。

支出予定時期の始期が同一である①新商品開発資金及び④運転資金については、優先順位は定めておらず、支払時期に応じて随時充当していく予定です。

なお、本新株予約権の行使は本新株予約権の保有者の判断によるため、支出予定時期の期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合があり、また、本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、調達金額が上記支出予定金額を超過する場合又は下回る場合があります。その

ため、具体的な使途、金額及び支出予定時期については現時点における予定であり、本新株予約権の行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて変更される場合があります。本新株予約権に係る調達金額が上記支出予定金額を超過する場合には、超過分を①新商品開発資金及び③海外協力メーカーへの投資資金に優先的に充当する予定です。また、本新株予約権に係る調達金額が上記支出予定金額を下回る場合には、①新商品開発資金については開発に要する費用の見直し、②生産設備投資資金については設備投資の縮小、③海外協力メーカーへの投資資金については投資規模の縮小、④運転資金については新商品発売の際のキャンペーン・広告宣伝費用及び事業拡大に伴う人材確保のための費用の削減により、調達した資金額の範囲内でそれぞれ充当していく予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の本新株予約権の発行により調達する資金は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」①～④に具体的に記載した通りであります。当社の販売する商品群の市場訴求力の向上のための開発投資・生産性向上・品質向上・販売促進を実現するにあたり、必要な経営資源を補うことを目的としております。そのため、本新株予約権の発行により調達する資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載した資金使途に充当することは、当社の業績改善を実現し、ひいては当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与するものであると考えられることから、本件の資金使途は合理的と判断しております。

5. 発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂1丁目1番8号）に依頼しました。当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び本引受契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して算定を実施するものとなりました。

また、当該算定機関は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性等について一定の前提（当社は割当予定先の権利行使を阻害する行動を取らないことを前提として行動すること、原則として行使期間満了時点における割当先からの取得請求権に基づく取得の場合を除いて、取得条項に基づく当社からの通知による取得はなされないものとし、割当予定先は上記内容を前提として第1回新株予約権については、修正後行使価額が下限行使価額を上回る株価水準、又は第2回新株予約権については株価が権利行使価額を上回る株価水準においては任意に出来高の一定割合（12.5%）の株数の範囲内で任意に権利行使及び売却を行うものとする、第1回新株予約権と第2回新株予約権のいずれも権利行使が可能な株価水準においては第1回新株予約権の権利行使が優先されるものとする等を含みます。）を置き、評価を実施しています。更に、割当予定先の事務負担・リスク負担等の対価として発生が見込まれる本新株予約権に係る発行コストや本新株予約権を行使する際の株式処分コストについて、過去において他の上場企業により実施された類似の新株予約権発行事例において発行条件から逆算されるスプレッド水準や、他の上場企業により実施された普通株式の公募増資における公表値より類推される株式処分コスト等相当額水準を参考にして評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した新株予約権の1個あたりの評価額（第1回新株予約権評価額737円、第2回新株予約権評価額656円）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、第1回新株予約権の1個あたりの払込金額は737円、第2回新株予約権の1個の払込金額は656円といたしました。また、本新株予約権の行使価額については、第1回新株予約権及び第2回新株予約権の当初行使価額は、2018年8月9日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%相当額である1,242円（但し、第1回新株予約権の行使価額は、行使の都度、当社普通株式の普通取引の終値の90%に修正されます。）といたしました。

本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額を参考に、割当予定先との間での協議し本評価額につい

て合意を得たことを確認した後に決定されているため、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、本日開催の当社取締役会にて、監査等委員会の意見として、上記第三者算定機関による算定結果に照らし、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使により新たに交付される予定の当社普通株式数は最大で370,000株(第1回新株予約権:333,000株、第2回新株予約権:37,000株)(議決権数3,700個)であり、2018年5月31日現在の発行済株式総数に2018年6月1日実施の当社普通株式10株を1株に併合する株式併合を反映した1,494,000株に対して24.77%の希薄化が生じ、また、2018年5月31日現在の総議決権数14,887個(当社は、2018年6月1日付で、上記株式併合と同時に単元株式数を1,000株から100株へと変更したため、2018年5月31日現在の総議決権数に調整を加えることはしておりません。)に対して24.85%の希薄化が生じます。

しかしながら、上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達目的及び理由」に記載のとおり、当社は本新株予約権の発行により調達した資金を新商品開発資金、生産設備投資資金、海外協力メーカーへの投資資金及び運転資金に充当することで、業績の黒字化に向けて、早急に経営基盤の強化及び収益構造の改善を目指していくこととしていることから、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても、当社企業価値及び株主価値の向上に寄与するものであると考えられ、本第三者割当による株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①投資事業有限責任組合インフレクションII号

(第1回新株予約権2,803個、第2回新株予約権311個)

(1) 名 称	投資事業有限責任組合インフレクションII号	
(2) 所 在 地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	
(3) 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
(4) 組 成 の 目 的	主として日本国内の金融商品取引所に上場されている会社等が発行するエクイティ及びエクイティ関連証券に対するマイノリティ投資を行うこと	
(5) 組 成 日	2018年1月11日	
(6) 出資約束金額の総額	28.6億円	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	Inflexion II GP, L.P. 1% その他の出資者については、日本国内の事業会社1社及び投資事業有限責任組合1つで構成されておりますが、具体的な名称及び出資比率の記載については本ファンドの方針により控えさせていただきます。	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	Inflexion II GP, L.P.
	所在地	c/o Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands
	代表者の役職・名称	General Partner : Inflexion II GP, Inc.
	事業内容	投資事業組合財産の運用及び管理
(9) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

		また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
--	--	--

②フラッグシップアセットマネジメント投資組合 71 号
(第 1 回新株予約権 527 個、第 2 回新株予約権 59 個)

(1) 名 称	フラッグシップアセットマネジメント投資組合 71 号	
(2) 所 在 地	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号	
(3) 設 立 根 拠 等	民法に規定する任意組合	
(4) 組 成 の 目 的	投資	
(5) 組 成 日	2018 年 4 月 16 日	
(6) 出 資 額 の 総 額	6,000,000 円	
(7) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	業務執行組合員である株式会社フラッグシップアセットマネジメント（出資比率：99.8%）と、1 名の一般組合員（個人）（出資比率：0.2%）から出資されております。	
(8) 業 務 執 行 組 合 員 の 概 要	名称	株式会社フラッグシップアセットマネジメント
	所在地	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 馬場勝也
	事業内容	投資事業組合財産の運用及び管理
	資本金	10,000,000 円
(9) 上 場 会 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。 また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

(注) 当社は、割当予定先である投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合 71 号、並びに各割当予定先の業務執行組合員及びその代表者、また割当予定先全出資者のうち未上場企業及び個人について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社 J P リサーチ&コンサルティング（住所：東京都港区虎ノ門三丁目 7 番 12 号、代表取締役：古野啓介）に調査を依頼し、以下に記載する方法で調査を行ったとの報告を受けております。

1. 公開情報

登記簿謄本等の官公庁提出書類、インターネット、雑誌、週刊誌などからの情報収集

2. 独自情報

公知情報から株式会社 J P リサーチ&コンサルティングが独自に構築した反社会的・反市場勢力のデータベースとの照合

これらの調査の結果、上記調査対象者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報はありませんでした。

その他の出資者のうち、証券取引所に上場する会社については、各社のホームページにおいて証券取引所に提出した「コーポレートガバナンス報告書」において反社会的勢力との一切の関係を遮断すること

等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることを確認しました。

これらの結果、当社は、割当予定先の関係者が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないと判断いたしました。

なお、当社は、割当予定先関係者が暴力団等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、資産の管理及び運用や経営全般に関するコンサルティングを行っているアドバンテッジアドバイザーズ株式会社より、同社が投資機会等の情報提供やコンサルティング等のサービスを提供しているファンドである上記「(1) 割当先の概要」記載のファンドを割当先候補として紹介され、当該ファンドからの出資の実施に向けた検討と協議を継続して行ってまいりました。そして、当社は、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社より、短期的な必要資金及び中長期的な必要資金の調達という当社の資金ニーズを充足し得るファイナンス手法として、第三者割当てによる行使価額修正条項が付された第1回新株予約権及び行使価額が固定された第2回新株予約権の発行という提案を受け、様々な情報交換やヒアリング等により検討を行った結果、かかるスキームの第三者割当てを実行することで、調達した資金を当社の収益性向上の実現に必要な上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に適切な時期に順次充当することが可能となること、当社の要望を受けアドバンテッジアドバイザーズ株式会社が、第1回新株予約権全ての行使及びそれにより取得した株式の売却の完了後に当社に対して、①同社のネットワークを活用した住宅メーカー・家電量販店等の提携先・営業先の紹介、②大手コンサルティング会社の調達ノウハウの提供等の調達力強化支援、③海外の営業先・提携先の紹介や海外進出支援等の海外展開支援、④事業の数値分析強化支援や投資のROI分析支援等の管理機能強化支援等の経営支援等を行うことについて、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社より前向きに対応をすると返答を受けていること（但し、株価の状況及び当社株式の流動性等に鑑み、必要に応じて、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社と協議のうえ、上記完了より先に経営支援を受ける可能性もあります。）等を勘案し、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社から提案を受けたとおり、同社が投資機会等の情報提供やコンサルティング等のサービスを提供している上記「(1) 割当先の概要」記載のファンドを本第三者割当ての割当先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当社と割当予定先である投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合 71号の間で継続保有及び預託に関する取り決めはありません。割当予定先は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを口頭で確認しております。

また、当社と割当予定先は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当て増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が第1回新株予約権を行使することにより取得する株式数が、第1回新株予約権の払込日時点における上場株式数（東京証券取引所が当該払込期日時点に公表している直近の上場株式数をいい、払込期日後に行われた株式の分割、併合又は無償割当てが行われた場合に公正かつ合理的に調整された上場株式数を含みます。）の10%を超える部分に係る行使（制限超過行使）を制限する旨を本引受契約にて規定する予定です。具体的には、①割当予定先が制限超過行使を行わないこと、②割当予定先が第1回新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、第1回新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、③割当予定先が第1回新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で上記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、④割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で上記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、⑤当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、⑥当社は、割当予定先からの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。）との間で、上記①及び②に定める事項と同様の合意を行うこと等の内容について、本引受契約により合意する予定です。

なお、本新株予約権の譲渡には当社の取締役会による承認が必要です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の発行価額の払込みに要する財産の存在については、それぞれの割当予定先の取引銀行が発行する残高証明書（投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号については2018年8月6日付、フラッグシップアセットマネジメント投資組合71号については2018年8月6日付。但し、いずれも同年8月3日現在の残高）を入手し、本新株予約権の発行価額の払込に足る現金預金を保有していることを確認いたしました。

以上により、本新株予約権の発行価額に係る払込みに支障はないと判断しております。

なお、両割当予定先ともに本新株予約権の行使に際する払込資金につきましては、上記残高証明書に記載されている金額から本新株予約権の発行価額の払込に要する資金を除いた金額の範囲において、本新株予約権を行使し取得した当社株式又は本貸借契約（下記「（５）株券貸借に関する契約」において定義します。）により借り受けた当社株式を市場等で売却し、当該売却で得た資金を本新株予約権の行使に際する払込資金に充てていく予定である旨を割当予定先の担当者より確認しております。

（５）株券貸借に関する契約

当社の株主である当社代表取締役町元孝二は、割当予定先との間で当社普通株式の貸借契約（貸借株式数：投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号に対し22,800株・フラッグシップアセットマネジメント投資組合71号に対し4,300株、貸借期間：2018年8月10日から2020年8月27日まで、賃借料：なし。以下「本貸借契約」といいます。）を締結する予定です。

なお、本貸借契約において、割当予定先が借り受ける当社普通株式の利用目的を、割当予定先が本新株予約権の行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で行う売付け（つなぎ売り）に限る旨合意する予定です。

（６）ロックアップ及び優先交渉権

本引受契約において、当社は、割当予定先との間で、本引受契約の締結日から、本新株予約権の行使期間の満了日又は本新株予約権が割当予定先によって全て行使され若しくは当社によって全て取得される日のいずれか早い日までの間、割当予定先の事前の書面による同意なく、株式等を発行等（当社役員に対するストックオプションの発行を除きます。以下同じです。）してはならず、第三者に対して、株式等を発行等しようとする場合（当該株式等の発行等につき割当予定先の同意を得ている場合を含みます。）には、割当予定先が引受けを希望する場合、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して当該株式等を当該条件にて発行等する旨の合意をする予定です。

7. 大株主及び持株比率

割当前（2018年5月31日現在）	持株比率
日本証券金融株式会社	7.14%
アサヒ衛陶取引先持株会	3.78%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与 ESOP 信託口・75644口)	3.09%
株式会社 SBI 証券	2.44%
山田 紘一郎	2.03%
飯田 琴	1.96%
町元 孝二	1.83%
阿部 五美	1.67%
宮脇 昌三	1.38%
松井証券株式会社	1.37%

（注）1. 持株比率は2018年5月31日現在の株主名簿上の株式数により算出しております。

2. 割当予定先である投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合71号の本新株予約権の保有目的は投資目的とのことであり、投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合71号は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。したがって、割当予定先による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、「割当後の大株主及び

持株比率」の記載はしていません。

8. 今後の見通し

現在のところ、2018年7月13日（金）に公表いたしました2018年11月期の通期業績見通しに変更はありません。今後、変更が生じた場合には速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続き

本第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

(単位：千円。特記しているものを除きます。)

決算期	2015年11月期	2016年11月期	2017年11月期
連結売上高	2,832,292	2,803,898	3,080,344
連結営業損失(△)	△116,477	△238,093	△68,322
連結経常損失(△)	△114,439	△250,043	△67,626
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△136,632	△294,900	△85,261
1株当たり連結当期純損失(△)(円)	△9.45	△20.39	△5.90
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり連結純資産(円)	94.98	74.78	68.78

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2018年5月31日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	14,940,000株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2015年11月期	2016年11月期	2017年11月期
始値	77円	88円	99円
高値	170円	166円	304円
安値	64円	60円	94円
終値	89円	100円	219円

② 最近6か月間の状況

	2018年 3月	4月	5月	6月	7月	8月
始値	260円	226円	199円	1,903円	1,405円	1,239円

高 値	262 円	239 円	219 円 □2,054 円	1,920 円	1,578 円	1,433 円
安 値	205 円	197 円	197 円 □1,900 円	1,356 円	1,075 円	1,227 円
終 値	227 円	199 円	1,911 円	1,410 円	1,228 円	1,242 円

- (注) 1. 各株価は、東京証券取引所第二部市場におけるものであります。
2. 2018年8月の株価については、2018年8月9日現在で表示しております。
3. 当社は、2018年6月1日付で当社普通株式10株を1株に併合する株式併合を行い、同年5月29日より当該株式併合に係る権利落ちが反映されておりますが、2018年5月の株価については、当該株式分割前の株価に基づいて記載しております。権利落後の株価に基づく数値は□印で記載しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2018年8月9日
始 値	1,290円
高 値	1,290 円
安 値	1,231 円
終 値	1,242 円

- (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

11. 発行要項
別紙のとおり

以 上

アサヒ衛陶株式会社第1回新株予約権

発行要項

1. 本新株予約権の名称

アサヒ衛陶株式会社第1回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

2018年8月27日

3. 割当日

2018年8月27日

4. 払込期日

2018年8月27日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、それぞれ以下のとおり割り当てる。

投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号 2,803個

フラッグシップアセットマネジメント投資組合71号 527個

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式333,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数（以下「調整後割当株式数」といい、本項第(2)号乃至第(4)号に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。）に応じて調整される。

(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第

(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

3,330個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権1個当たり金737円（本新株予約権の払込総額金2,454,210円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初1,242円とする。但し、行使価額は第10項に定める修正及び第11項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

(1) 本項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日（以下に定義する。）の前取引日（以下に定義する。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正される。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日）をいう。

(2) 行使価額は700円（但し、第11項による調整を受ける。）（以下「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。本項第(1)号の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{新発行・処分} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たりの} \\
 \text{払込金額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たりの時価}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株式数} \\
 + \\
 \text{新発行・処分株式数}
 \end{array}
 }$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & - & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) その他

①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2018年8月27日から2020年8月27日（但し、第14項各号に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）までとする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得事由

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり737円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり737円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を

取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第20項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第20項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

17. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

18. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される引受契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金737円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとし、行使価額は当初、2018年8月9日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%相当額とした。

20. 行使請求受付場所

アサヒ衛陶株式会社 企画管理部

大阪府中央区常盤町一丁目3番8号

21. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 難波支店

大阪府中央区難波四丁目4番1号

22. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長又はその代理人に一任する。
- (3) 当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

以上

アサヒ衛陶株式会社第2回新株予約権

発行要項

1. 本新株予約権の名称

アサヒ衛陶株式会社第2回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

2018年8月27日

3. 割当日

2018年8月27日

4. 払込期日

2018年8月27日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、それぞれ以下のとおり割り当てる。

投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号 311個

フラッグシップアセットマネジメント投資組合71号 59個

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式37,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数（以下「調整後割当株式数」といい、本項第(2)号乃至第(4)号に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。）に応じて調整される。

(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第

(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

370個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権1個当たり金656円（本新株予約権の払込総額金242,720円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、1,242円とする。但し、行使価額は第10項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) その他

① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日（以下に定義する。）目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

2018年8月27日から2020年8月27日（但し、第13項各号に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）までとする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり656円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり656円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものと

する。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第20項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

16. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される引受契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金656円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとし、行使価額は、2018年8月9日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%相当額とした。

19. 行使請求受付場所

アサヒ衛陶株式会社 企画管理部

大阪市中央区常盤町一丁目3番8号

20. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 難波支店

大阪市中央区難波四丁目4番1号

21. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

22. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長又はその代理人に一任する。

(3) 当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

以上